

けんぽQ & A

Series70

Q 「後期高齢者医療制度」という言葉をよく耳にしますが、どのような方を示すのですか？

A 後期高齢者医療制度とは、75歳になる時点から後期高齢者医療広域連合という機関に入らなければなりません。

この方たちに加えて、65歳から75歳未満の方のうち、一定の障害を有する方が、後期高齢者医療広域連合から認定を受けることで加入することができます。

一定の障害を有するとは？

- ① 国民年金の障害等級1級・2級
- ② 身体障害者手帳1～3級・4級の一部
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級

これらの障害状態である場合に認定申請を行うことで、後期高齢者制度への加入が可能となります。

負担割合 後期高齢者医療制度の自己負担は2パターンあり、一般の所得であれば1割負担、高額所得者である場合は3割負担になります。

保険料 後期高齢者医療制度の加入で保険料が発生します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりに均等に賦課される「均等割」と所得に応じて決められる「所得割額」の合計額です。

均等割額は、定額で地域の広域連合ごとに異なります。

所得割額は、賦課のもとになる所得金額に所得割率を乗じて計算しますが、この料率も広域連合ごとに異なります。